

久留米市建築物耐震改修促進計画

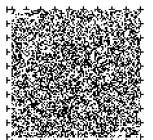
久留米市

平成 22 年 3 月策定
平成 30 年 3 月改定



くるっぽ

久留米市イメージキャラクター



《《 目 次 》》

第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

I. 計画策定の目的	2
II. 耐震化を取り巻く社会動向	2
III. 計画の位置づけ	4

第2章 久留米市における耐震化の課題

I. 想定される地震規模と被害の想定	6
II. 耐震化の現状	8
III. 耐震化の取り組み状況と課題	12

第3章 建築物耐震改修促進計画

I. 耐震化の目標	14
1. 目標設定の考え方	14
2. 耐震化目標の設定	15
II. 計画の骨子	16
1. 耐震化の基本方針	16
2. 施策の体系	16
III. 施策の概要	17
1. 公共建築物の耐震化	17
2. 民間特定建築物の耐震化	19
3. 住宅の耐震化	21
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	23
5. 耐震改修促進に向けた指導等	25
6. 耐震改修促進に資するその他の施策	27

第4章 計画の実現に向けて

I. 関係主体の役割分担及び計画の進行管理	30
-----------------------	----

資料編

I. 耐震改修促進法	32
II. 用語解説	51

第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

I. 計画策定の目的

平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」の改正を受けて、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として平成22年3月に「久留米市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定した。

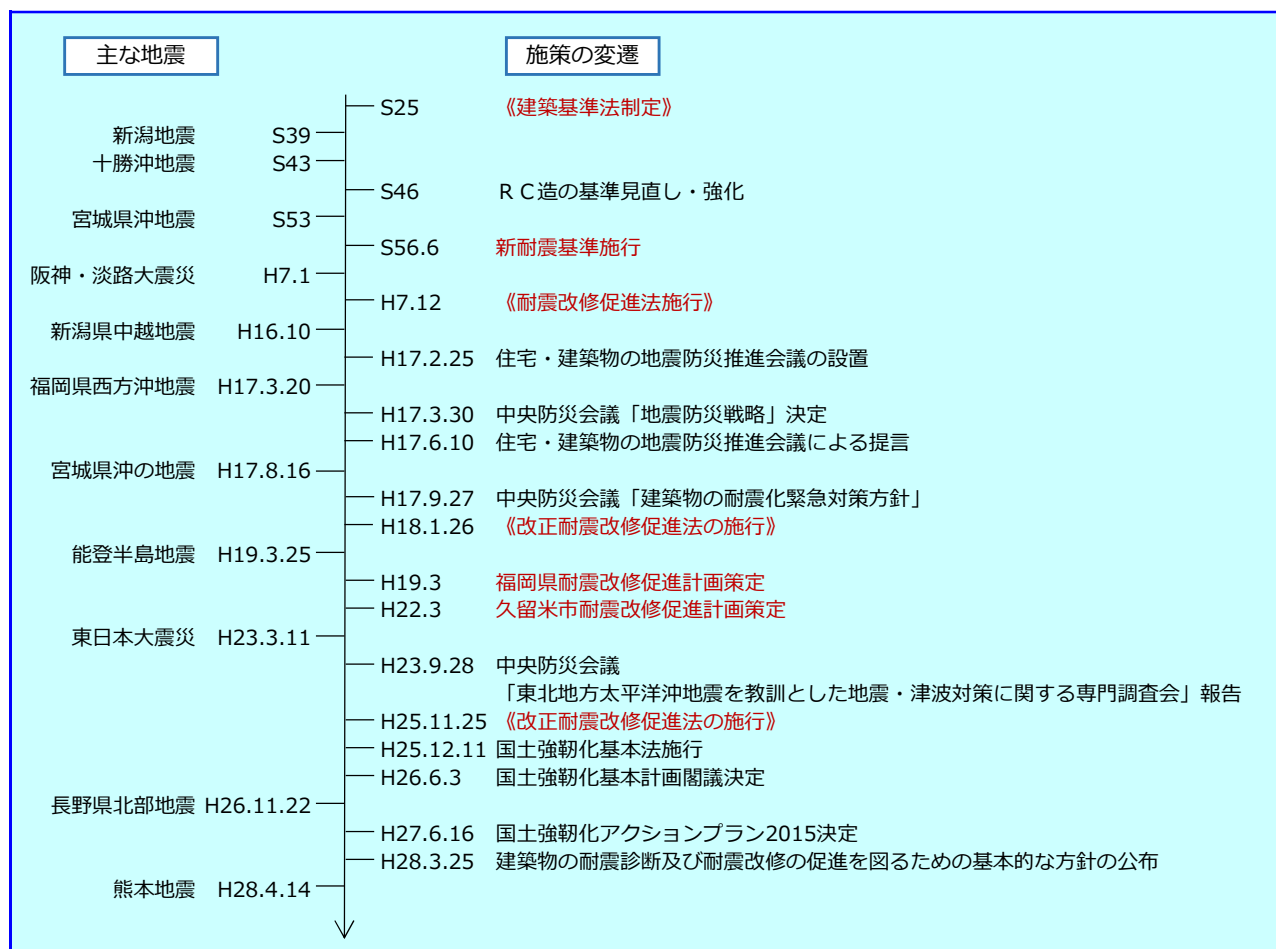
その後の東日本大震災や平成28年（2016年）熊本地震、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画の改定を行う。

II. 耐震化を取り巻く社会動向

1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

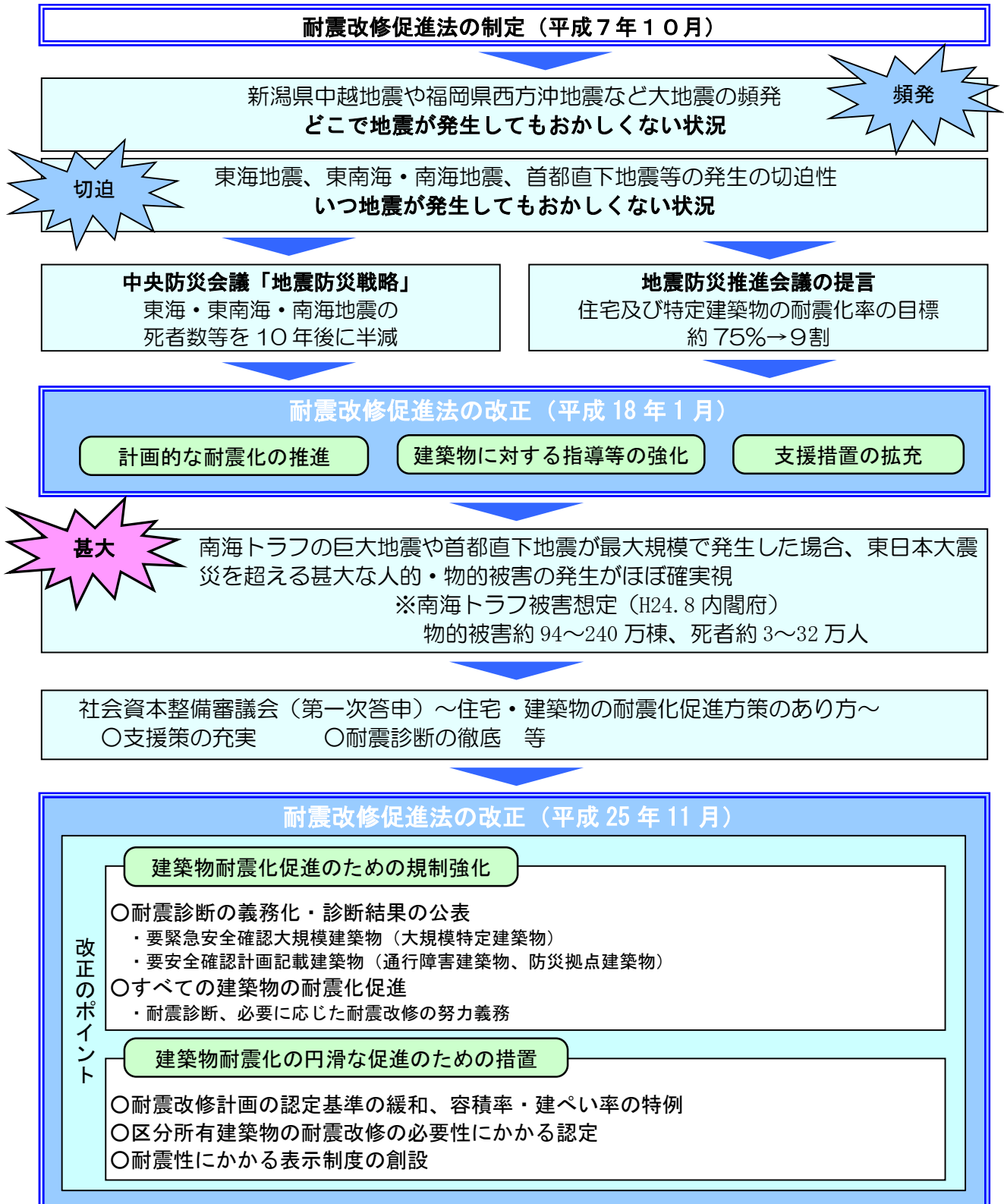
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて国は同法第4条に定められた基本方針（以下、「国の基本方針」という。）、都道府県および市長村は同法第5条および第6条に定められた耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては地震による被害を軽減するために、具体的な耐震化の目標が定められた。さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法が改正され現在に至っている。



2) 耐震改修促進法改正の概要

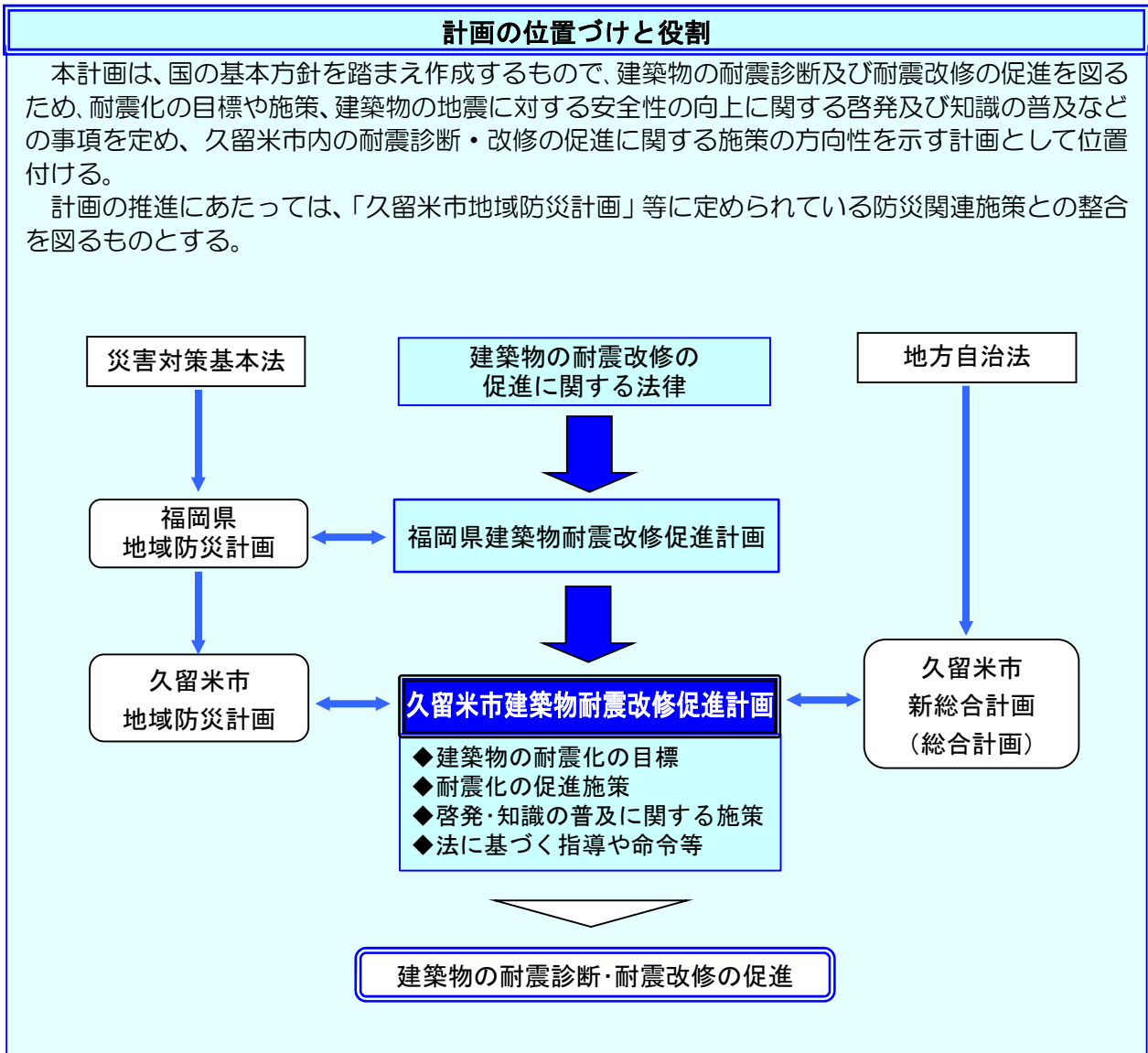
南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。

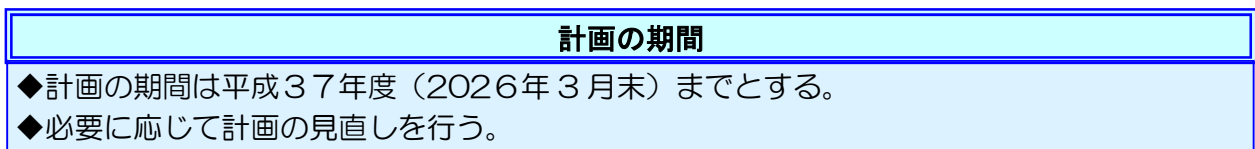


Ⅲ. 計画の位置づけ

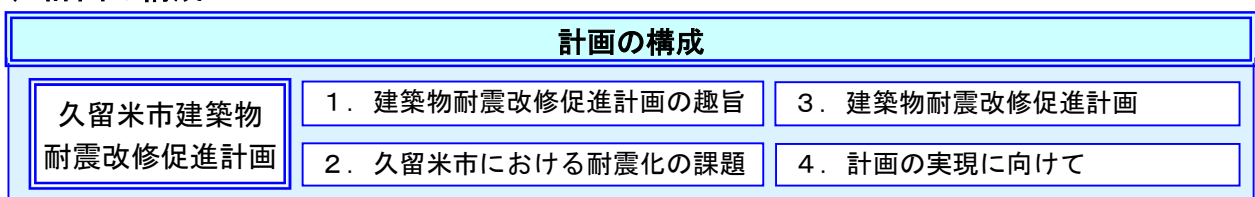
1) 位置づけと役割



2) 計画の期間



3) 計画の構成



第2章 久留米市における耐震化の課題

I. 想定される地震規模と被害の想定

1) 想定される地震の概要

(1) 久留米市における既往地震

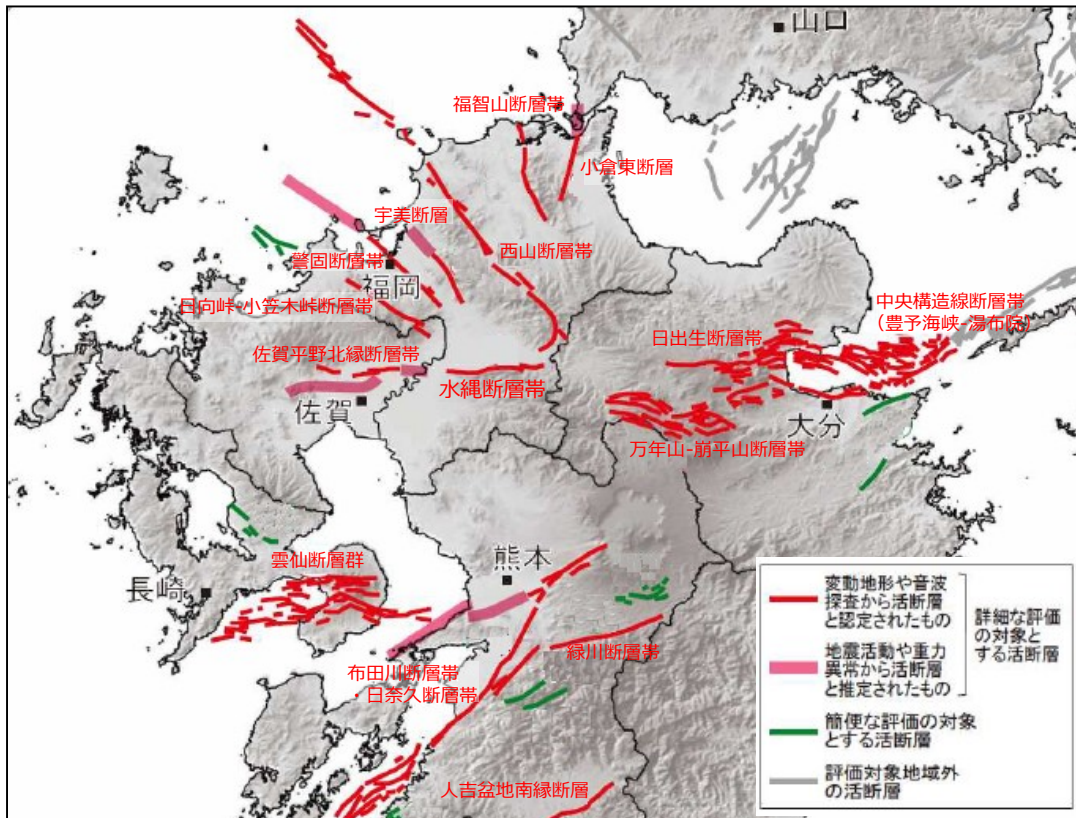
久留米市における既往地震の概要は下表のとおりであり、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震及び平成28年4月14日に発生した熊本地震は記憶に新しいところである。

年月日	名称・地域	地震規模（震度）	被害の概要
明治 5年 3月14日	浜田地震	M7.1	液状化による被害
平成 8年 10月19日	日向灘	M6.6（震度4）	—————
平成 8年 12月 3日	日向灘	M6.6（震度3）	—————
平成17年 3月20日	福岡県西方沖	M7.0（震度5強）	1棟（納屋、一部損壊）
平成28年 4月14日	熊本地方	M7.3（震度5強）	—————

(2) 久留米市における想定地震

「福岡県地域防災計画」において、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる水縄断層が活動した場合の想定地震を以下のように示されている。

活断層	震源断層長さ	震源断層幅	想定マグニチュード
水縄断層	約26キロ	15キロ	M7.2



出典：地震調査研究推進本部 九州地域の活断層の長期評価の概要（算定基準日 平成30年（2018年）1月1日）より抜粋
 （活断層名称の表示など元データより編集・加工している箇所があります）

2) 想定される被害

福岡県地域防災計画における4つの想定震源断層のうち、水縄断層中央下部について地震が発生した場合、以下のとおり被害規模等が予測されている。

【建物被害の概要】

- 水縄断層中央下部では、全壊 25,572 棟、半壊 11,555 棟にのぼると予測されている。
- 建物被害は、特に木造建物の全壊が多い結果となっている。

【被害予測】

			水縄断層中央下部
建物被害棟	全壊	木造	23,951
		非木造	1,621
		計	25,572
	半壊	木造	10,251
		非木造	1,304
		計	11,555
ライフライン被害箇所	上水道		1,947
	下水道		517
	都市ガス管		33
	配電柱		164
	電話柱		144
	道路	高速道路(km)	103
		国県道	152
	鉄道		263
	港湾係留施設(km)		30.9
火災	炎上出火(件数)		95
	延焼による焼失(棟数)		20
人的被害 人	死者		1,482
	負傷者		23,254
	要救出者		6,700
	要後方医療搬送者数		2,327
	避難者数		39,713

出典：福岡県地域防災計画

- ◇ 建物被害想定は、建築物の固有周期に着目して、建築物に作用する地震力と建築物強度を比較することで行っている。具体的には、個々の建築物の構造・階数・建築年のデータを用いて 250m メッシュ毎に算出している。

II. 耐震化の現状

1) 特定建築物の耐震化の状況

(1) 多数の者が利用する特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する特定建築物の状況

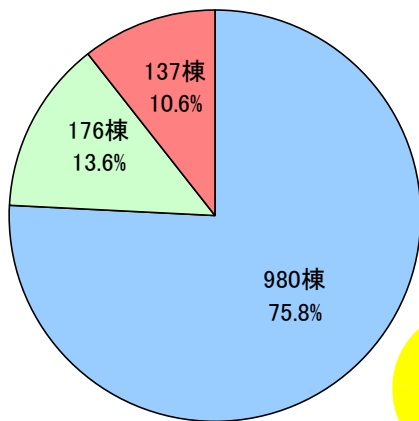
◆久留米市内の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（平成28年4月1日時点）は以下のとおり。

（棟）

区分	昭和57年以降の建築物 [A]	昭和56年以前の建築物[B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]			
民間特定建築物	980	313	1,293	1,156	89.4%
		176			
公共特定建築物	235	247	482	450	93.4%
		215			
特定建築物計	1,215	560	1,775	1,606	90.5%
		391			

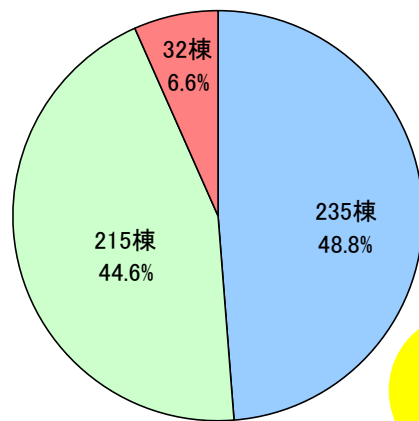
※耐震性あり建築物数は、国土交通省調査結果の割合を準用している。

【民間特定建築物の耐震化の現状】



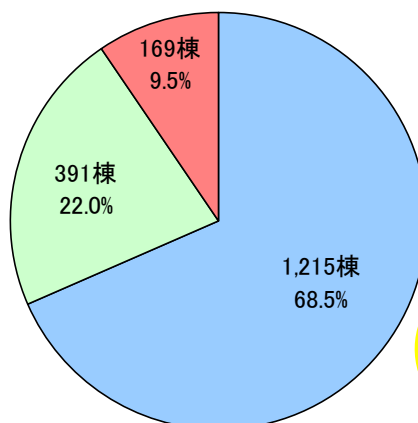
耐震化率は**89.4%**

【公共特定建築物の耐震化の現状】



耐震化率は**93.4%**

【特定建築物全体の耐震化の現状】



耐震化率は**90.5%**

- 昭和 57 以降建築
- 昭和 56 以前建築（うち耐震性あり）
- 昭和 56 以前建築（うち耐震性に劣る）

※特定建築物とは？

本計画において、特定既存耐震不適格建築物の略称として利用するもの。多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上のもの、危険物を取り扱う建築物、倒壊により円滑な避難を困難とするおそれがある建築物をいう。（P25【指導等の対象建築物】参照）

(2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の状況

◆久留米市内の危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の棟数は以下のとおり。

危険物貯蔵・処理施設の棟数	30棟
---------------	-----

(3) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。)」。

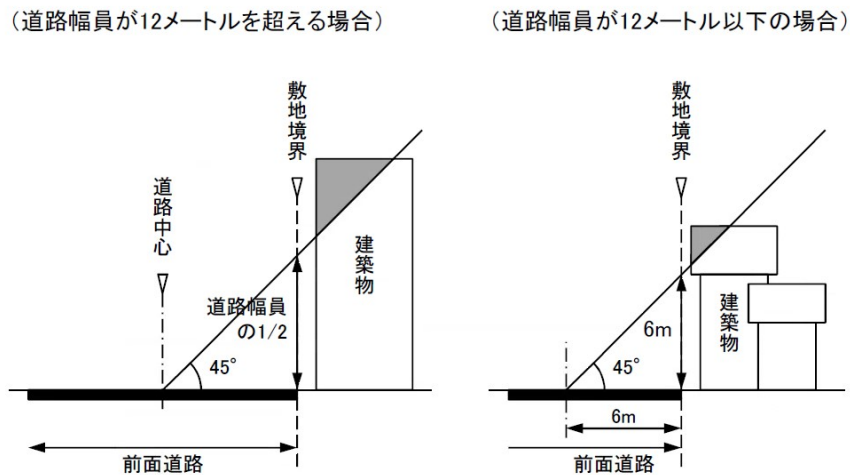
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地に接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離



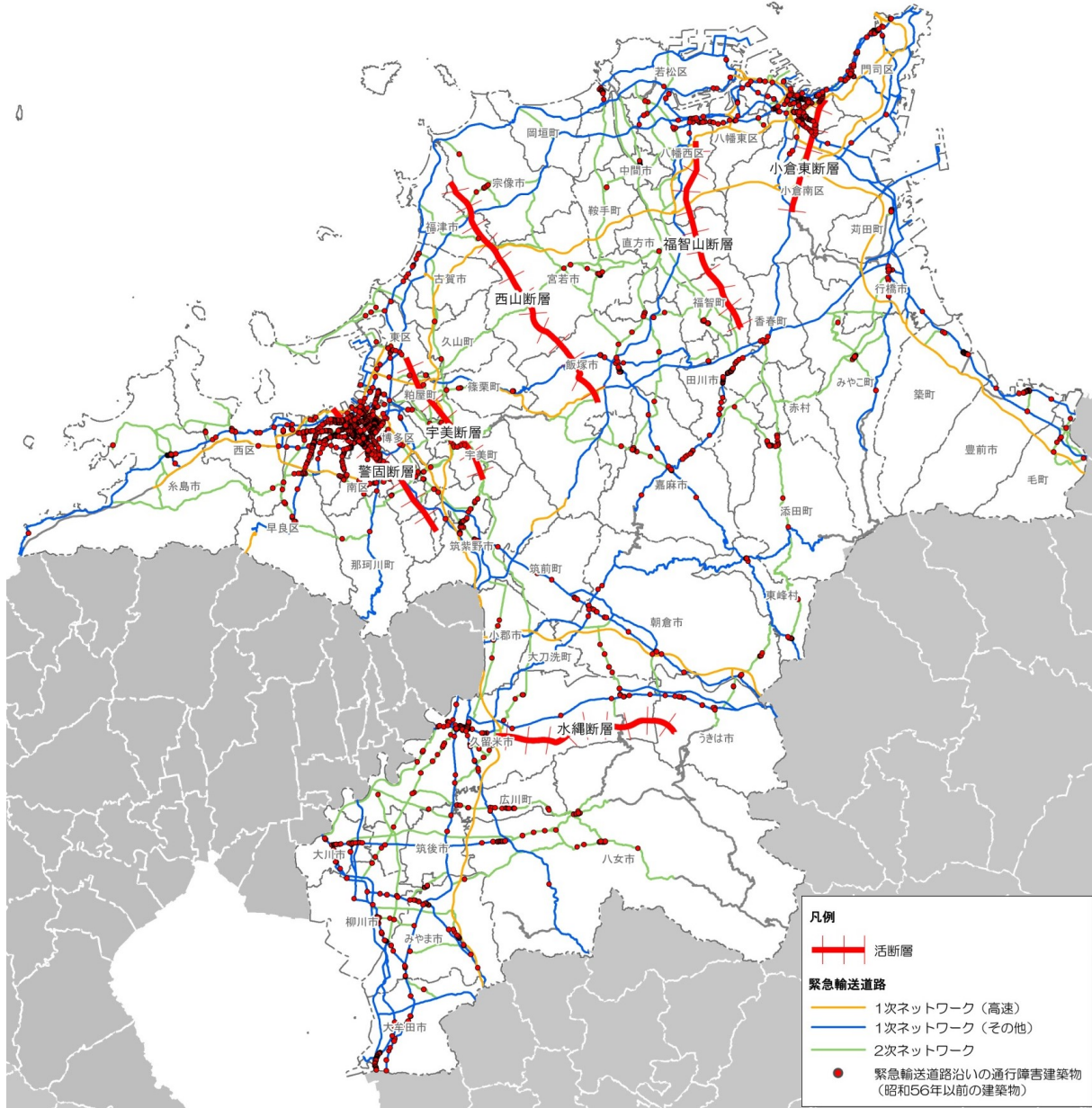
◆道路の指定の考え方

「福岡県建築物耐震改修促進計画」の改定(平成28年4月)により、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成26年11月見直し)」に定められた第1次または第2次緊急輸送道路ネットワークが、法第5条第3項第3号に規定する沿道の通行障害建築物の耐震化を図る道路として指定されている。

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の特定建築物の概数は以下のとおり。

	合計	一次ネットワーク	二次ネットワーク
久留米市	105	63	42
(福岡県)	2,023	1,230	793



出典：福岡県建築物耐震改修促進計画

福岡県の緊急輸送ネットワーク（久留米市地域防災計画より）

	久留米市内の路線
1次ネットワーク	【高速道路】九州縦貫自動車道、九州横断自動車道 【国道】3、209、210、264、385号 【県道】17、46号線
2次ネットワーク	【国道】322号 【県道】15、23、33、47、53、70、83、84、86、88号線

2) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化率の状況

◆久留米市内の住宅の耐震化の現状は以下のとおり。(平成25年住宅・土地統計調査時点)
 ※耐震化率は「木造戸建て住宅」と「共同住宅等」に区分して推計。

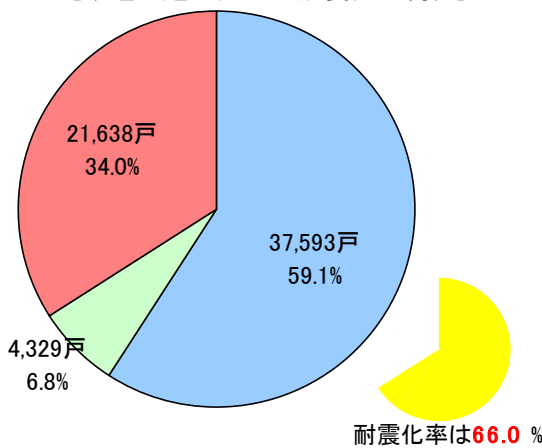
(戸)

区分	昭和56年以降の住宅[A]	昭和55年以前の住宅[B]		住宅数 [D=A+B]	耐震性あり住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]	うち耐震性に劣る			
木造戸建て住宅	37,593	25,967	4,329	63,560	41,922	66.0%
共同住宅等	46,285	9,795	7,462	56,080	53,747	95.8%
住宅計	83,878	35,762	11,791	119,640	95,669	80.0%

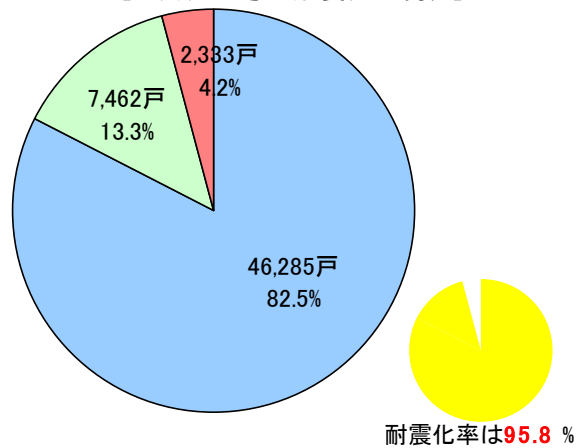
※推計は平成25年住宅土地・統計調査時点を採用している。
 ※耐震性あり住宅数は、国土交通省調査結果の割合を準用している。

◇ 住宅全体の耐震化率は80.0%で、共同住宅等の耐震化率は木造戸建て住宅と比較すると約30ポイント高い。

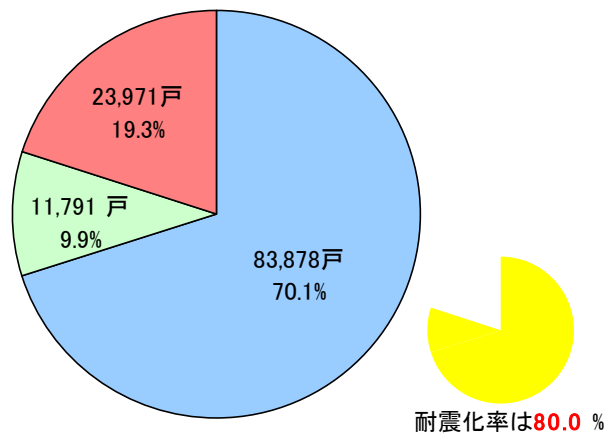
【木造戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



■ 昭和56以降建築
 ■ 昭和55以前建築(うち耐震性あり)
 ■ 昭和55以前建築(うち耐震性に劣る)

Ⅲ. 耐震化の取り組み状況と課題

1) 久留米市の耐震化の取り組み

本市における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

【久留米市の耐震化の取り組み】

◆普及、啓発

◇「耐震改修促進法」の趣旨、内容をわかりやすく解説したチラシの配布、各種広報媒体の活用及びイベント等での普及啓発活動により建築物所有者に対し知識の普及、啓発に取り組んでいる。

◆木造住宅

◇所有者に対し、セミナー等により耐震知識の普及を図り、相談窓口において耐震診断アドバイザー派遣制度および耐震改修の補助制度に関する情報提供により活用を促進している。

◆他の施策と連動した普及、啓発

◇特殊建築物定期報告制度、防災査察等の機会を利用し、建築物の所有者・管理者に耐震診断、耐震改修に関する耐震改修促進法の趣旨、内容や耐震診断、耐震改修に関する説明、指導を行っている。

2) 久留米市の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、本市における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

【久留米市の耐震化の課題】

◆防災上重要な建築物の耐震化

- 不特定多数の者が利用する建築物や避難に通常より多くの時間を要する者が利用する建築物等については、利用実態等を考慮し優先的に耐震化を進める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化は、市民の生命・財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく「久留米市地域防災計画」等との十分な連携・調整を図る必要がある。

◆意識啓発・知識の普及

- 耐震化により地震発生リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図る必要がある。また、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要である。

◆耐震化に向けた環境整備

- 所有者の負担軽減や、耐震化促進のための情報提供などの環境整備を図る必要がある。

◆建築物全般の安全対策

- 福岡県西方沖地震や熊本地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損・落下、天井脱落による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要である。